

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書	
愛媛県知事 殿	届出者は、元請業者です。 下請業者は、収集運搬業の積替え保管の許可がなければ保管行為は行えません。
通常の前届出の場合は、上段（第3項前段）を、非常災害等で事後届出の場合は、下段（第4項）を で囲んでください。	届出者 住所 松山市一番町四丁目4-2 氏名 株式会社 愛媛建設 代表取締役 愛媛 太郎
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び図面を添えて届け出ます。	電話番号 089-9-9-9-9-9 所在地（登記簿上の所在及び地番）を記入してください。住所表示の設定のある場所については、下に住所も記入してください。
第12条第3項前段 第12条第4項	松山市二番町×丁目 番地 (松山市二番町×丁目 番地1)
保管の場所に関する事項	面積 450㎡ がれき類 廃プラスチック類 木くず 35.3㎡ 保管の高さの上限は、各基準に基づいて計算した値を記載すること。 保管の高さの上限：2.5m
(例) 廃棄物の保管量全体を合算した容量を記入してください。 がれき類 20㎡ 廃プラスチック類 10㎡ 木くず 5.3㎡ 合計の35.3㎡を記入してください。 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	(有)
保管開始年月日	平成23年4月15日
備	保管開始年月日は、次のとおり記入してください。 平成23年4月1日時点で保管していた方：実際に保管した日 平成23年4月1日以降に保管を始める方：保管開始予定日 廃棄物の処理及び清掃の規定により保管する

